

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程

平成18年4月1日独土研寒企第34号
独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所長

改正 平成27年 3月31日独土研寒企第137号

改正 平成28年 4月 1日（国研）土研寒企第72号

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程を次のように定める。

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程

（総則）

第1条 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（以下「寒地土木研究所」という。）が寒地土木研究所以外のものに所属する研究員を依頼により受入れて、当該研究員の試験及び研究に関する技術についての指導を行う場合は、別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規定における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「依頼研修員」とは、寒地土木研究所以外のものに所属する研究員で、寒地土木研究所以外の者の依頼により、寒地土木研究所において当該研究員の試験及び研究に関する技術についての指導を受ける者をいう。
- (2) 「依頼研修員受入依頼者」とは、寒地土木研究所に依頼研修員の受入れを依頼しようとする者をいう。

（依頼研修員受入れの要件）

第3条 寒地土木研究所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げるものに所属する研究員又は現職技術者を依頼研修員として受入れることができる。

- (1) 地方公共団体
- (2) 公益法人認定法（平成18年法律第49号） 第4条による認定を受けた公益法人
- (3) その他、所長が適当と認める者

2 前項において、依頼研修員の受入れは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 依頼研修員は、寒地土木研究所の指導を受けるために必要な能力その他の適格性を有すること。
- (2) 依頼研修員に対する指導の内容は、寒地土木研究所の当該年度の研究課題に合致するものであり、かつ、寒地土木研究所の業務運営に支障を生じないものであること。

(依頼研修員の受入申請)

第4条 所長は、依頼研修員受入依頼者に、次の各号の事項を記載した依頼研修員受入申請書を提出させるものとする（別記－1、－1－1）。

- (1) 依頼研修員の氏名、住所及び経歴
- (2) 受入を希望する期間
- (3) 希望する指導の内容
- (4) 受入を希望する理由
- (5) その他受入に関し必要な事項

(依頼研修員の受入承認)

第5条 所長は、前条の規定による申請を承認するときは、依頼研修員受入依頼者に対し、次の各号の事項を記載した依頼研修員受入承認書を交付するものとする（別記－2、－2－1、－2－2）。

- (1) 受入れる依頼研修員の氏名
- (2) 受入期間
- (3) 依頼研修員の指導に関する計画の内容
- (4) 所長が受入承認書に基づいて依頼研修員の指導を行う旨及び第7条から第13条までの規定の趣旨に関する事項
- (5) その他受入に関し必要な事項

(依頼研修員の受入期間)

第6条 依頼研修員の受入期間は、当該会計年度内とする。

(依頼研修員の身分上の扱い)

第7条 依頼研修員の身分は、受入に伴って変更しないものとする。

(依頼研修員の受入に要する費用の負担)

第8条 依頼研修員受入依頼者は、依頼研修員の受入を許可されたときは、受入に要する費用（以下「研修費用」という。）として1か月につき2万円を所長の指定する期日までに納付しなければならない。また、依頼研修員の給与、旅費、滞在費その他受入に必要な費用についても負担しなければならない。

(依頼研修員受入依頼者の業務委託契約等への制限)

第8条の2 依頼研修員受入依頼者は、依頼研修員の受入期間中は、受入れチーム、ユニットに係る業務委託契約等に参加することができない。

(依頼研修員の服務等)

第9条 所長は、依頼研修員の服務等については寒地土木研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

2 所長は、依頼研修員が研究等に関する技術の指導を受けるに際して被った災害の補償については、依頼研修員受入依頼者に負担させるものとする。

3 所長は、依頼研修員が故意又は過失により寒地土木研究所又は第三者に与えた損害については、依頼研修員受入依頼者に損害の賠償の責めを負わせるものとする。

(受入れの中止)

第10条 所長は、天災地変その他やむを得ない理由により依頼研修員の受入れを継続することが困難となったときは、受入れを中止することができる。

2 所長は、依頼研修員の受入期間中に、依頼研修員若しくは依頼研修員受入依頼者が第5条に規程する受入承認書に記載された同条(4)及び(5)に係る事項を遵守しないとき、その他依頼研修員若しくは依頼研修員受入依頼者に不都合な行為があったときは、当該依頼研修員の受入れを中止することができる。

3 所長は、第1及び2項の規定により受入れを中止しようとするときは、あらかじめ依頼研修員の受入依頼者と協議するものとする。

4 所長は、第1及び2項の規定により受入れを中止したときは、中止した翌月からの既納の研修費用を還付するものとする。

(職務発明)

第11条 所長は、依頼研修員が研修を通じてした発明等については、寒地土木研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

(研修結果の報告)

第12条 依頼研修員は、受入れ期間が満了したとき、又は受入れが中止されたときは、研修結果をとりまとめ、所長に提出しなければならない。

(細則)

第13条 所長は、この規程を施行するために必要があるときは、細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(依頼研修員受入規程の廃止)

第2条 独立行政法人北海道開発土木研究所依頼研修員受入規程(平成13年4月1日独北研企第6条)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第2条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記－1（規程第4条関係）

依 頼 研 修 員 受 入 申 請 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所長 殿

住 所
申請機関名
代表者氏名 印

下記により、依頼研修員を受入れられたく申請します。

記

- 1 依頼研修員の氏名
- 2 依頼研修員の住所
- 3 依頼研修員の経歴 別紙依頼研修員人事記録のとおり
- 4 受入れを希望する期間 平成 年 月 日 ～
平成 年 月 日
- 5 希望する指導の内容
- 6 受入れを希望する理由
- 7 研究チームの希望
- 8 その他受入れに関し必要な事項

依頼研修員人事記録

ふりがな 氏名		男・女	昭和 平成 年 月 日生 歳	写真
住所	電話 ()			
最終 学歴	学校名・学部学科名		卒業等の時期	卒業・中退の別
			昭和 平成 年 月	
試験 資格				
勤務 記録	年・月・日	勤務記録事項		摘要
備考				

別記－２（規程第５条関係）

（国研）土研寒企第 号
平成 年 月 日

（申請機関名及び代表者名）

殿

国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所長 印

依頼研修員受入承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった依頼研修員の受入れについては、下記のとおり承認する。

記

- 1, 依頼研修員氏名
- 2, 受入期間
- 3, 指導課題名
- 4, 受入れチーム
- 5, 指導責任者
- 6, 指導計画
- 7, 費用の負担

平成 年 月 日 ～
平成 年 月 日

別紙依頼研修員指導計画書のとおり
研修費用

20,000 円/月 × 月 = 円

上記金額を受入開始日までに納付すること。

次の費用は申請者の負担とする。

依頼研修員の給与、旅費、滞在費その他受入れに必要な費用
についても申請者の負担とする。

8, 受入条件

(受入期間中の業務委託契約等への制限)

- (1) 依頼研修員の所属機関は、依頼研究員の受入期間中は受入れチーム、ユニットに関係する業務委託契約等に参加することはできない。

(依頼研修員の責務)

- (2) 依頼研修員は、この承認書に基づき、当職の指示に従い指導責任者の指導を受けて技術の修得に努めるものとする。

(依頼研修員の身分)

- (3) 依頼研修員の身分は、受入れに伴って変更しないものとする。

(依頼研修員の服務等)

- (4) 依頼研修員の服務等については、寒地土木研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。
- (5) 依頼研修員が研究等に関する技術の指導を受けるに際して被った災害の補償については、依頼研修員受入依頼者により負担するものとする。
- (6) 依頼研修員が故意又は過失により寒地土木研究所又は第三者に与えた損害については、依頼研修員受入依頼者に損害の賠償の責めを負うものとする。

(職務発明)

- (7) 依頼研修員が研修を通じてした発明等については、寒地土木研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

9, 受入れの中止

- (1) 天災地変その他やむを得ない理由により依頼研修員の受入れを継続することが困難となったときは、受入れを中止することができる。
- (2) 依頼研修員の受入期間中に、依頼研修員若しくは依頼研修員受入依頼者が当該受入承認書「8, 受入条件(1)～(6)」の事項を遵守しないとき、その他依頼研修員若しくは依頼研修員受入依頼者に不都合な行為があったときは、当該依頼研修員の受入れを中止することができる。
- (3) (1)及び(2)により受入れを中止したときは、中止した翌月からの既納の研修費用を還付するものとする。

10, 研修結果の報告

依頼研修員は、受入期間が満了したとき、又は受入れが中止されたときは、速やかに研究結果を取りまとめ、提出しなければならない。

平成 年 月 日
 国立研究開発法人土木研究所
 寒地土木研究所長

依 頼 研 修 員 指 導 計 画 書

指 導 課 題		
依 頼 研 修 員 氏 名		
申 請 機 関 の 名 称 及 び 住 所		
指 導 の 項 目	指 導 の 内 容	摘 要
受 入 期 間	平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日	
担 当 チ ー ム 及 び 指 導 責 任 者		
備 考		

○依頼研修員受入依頼者の入札制限について

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程
 (依頼研修員受入依頼者の業務委託契約等への制限)

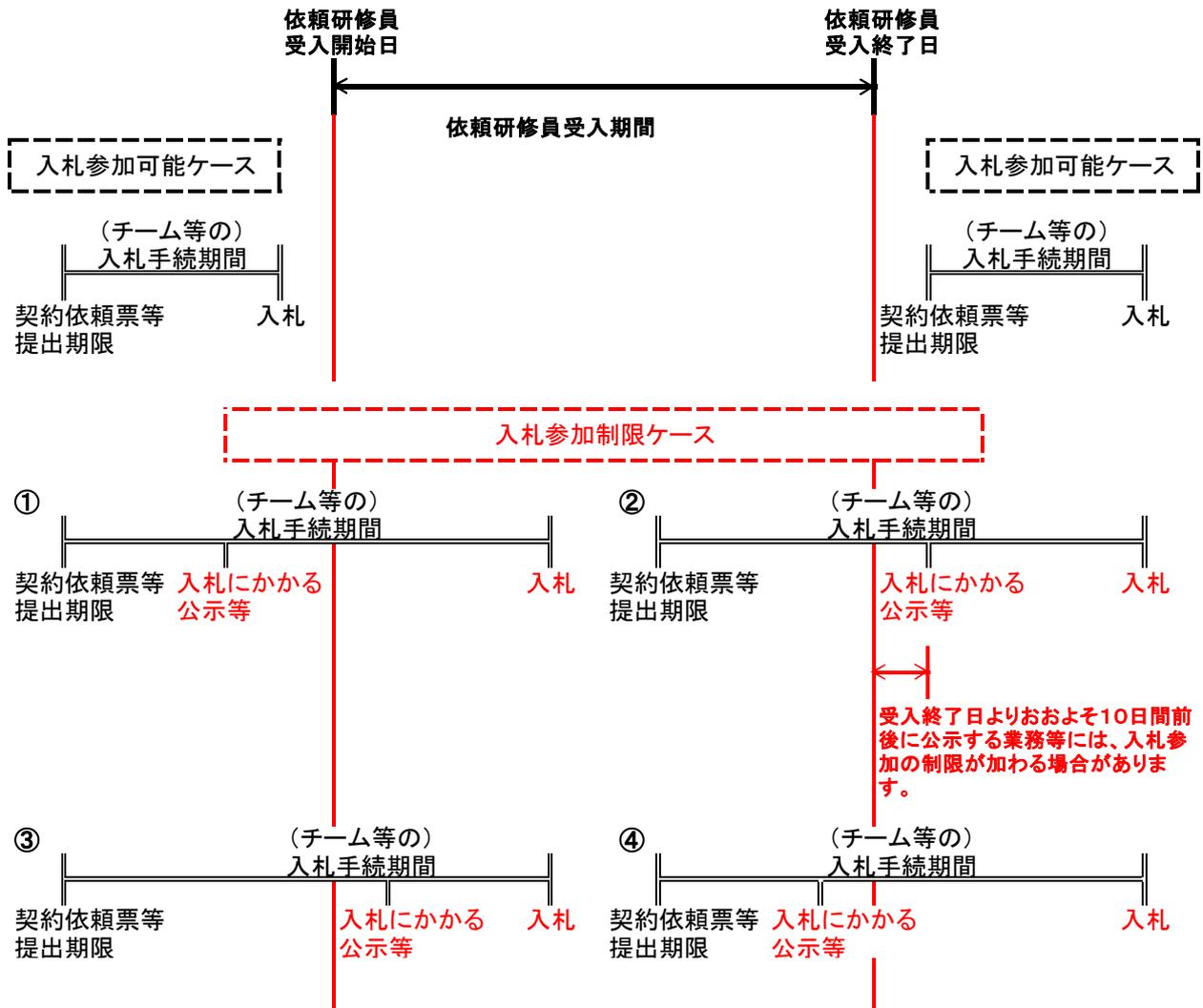
第8条の2

依頼研修員受入依頼者は、依頼研修員の受入期間中は、受入れチーム、ユニットに関する入札に参加することができない。

依頼研修員受入依頼者は、受入れチーム、ユニットに関する下記に示す業務委託契約等に入札制限がかかりますので、ご注意ください。

①及び③：受入期間中に「入札」があるケース。
 ④：受入期間中に「入札にかかる公示等」があるケース。
 ②：「入札にかかる公示等」が受入期間後であっても、既に(チーム等の)入札手続きを進めているケース。

※1 ①③④のケースについて、入札参加を希望する場合は、当研究所経理課契約係に、入札制限(受入れチーム、ユニットに関する入札)でないか確認してください。
 ※2 ②のケースについて、入札参加を希望する場合は、当研究所経理課契約係に、入札制限(受入チーム、ユニットが入札手続きを進めている入札)でないか確認してください。



(参考) 寒地土研内の入札までの手続き

